

必要書類（交付申請）

No.	必要書類				備考
①	補助対象者の確認書類	個人	法人	法人格のない 管理組合	補助対象者の区分に応じて下記の書類の提出が必要です。
	本人確認書類	○		○	次の書類のいずれか一つの写しを提出すること。 ア 運転免許証（運転経歴証明書も可） イ 健康保険証（保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること） ウ 住民基本台帳カード エ 日本国パスポート（住所の記載がない場合は受付不可） オ 外国人登録証明書 カ 身体障がい者手帳 キ 精神障がい者保健福祉手帳 コ マイナンバー個人番号（裏面は不要） ※有効期限内であること
	実在証明書類		○		次の書類のいずれか一つの写しを提出すること。 ア 現在事項証明書 イ 履歴事項証明書 ※発行から6ヵ月以内のもの
	対象既存マンションの 区分所有者を代表する 立場であることを確認 できる書類			○	総会の議事録等
②	補助対象事業を委託する見積書				補助対象経費の内訳が明確なもの ※見積書の宛先が申請者氏名と一致していること。
③	補助対象事業を委託する予定の専門家の資格 証の写し				「6 補助対象経費」で挙げた資格を所有している ことを証明できるもの
④	補助対象事業を委託する予定の専門家の所属 確認書類				（検討受託者が法人に雇用されている場合） 当該法人が発行する雇用証明書 ※任意の様式で問題ありません。 ※発行から6ヵ月以内のもの （検討受託者が法人の代表の場合） 当該法人の現在事項証明書等 ※検討受託者が代表者であることが確認できる「履 歴事項証明書」「現在事項全部証明書」「履歴事項 全部証明書」でも問題ありません。 ※発行から6ヵ月以内のもの

		(検討受託者が個人事業主の場合) 開業届の写し
⑤	長期修繕計画 もしくは 今後5年間の修繕計画を示した工程表等 (※)	申請日から起算して5年以内に以下のいずれかの修繕・改修・設置工事を予定していることが確認できる書類 ・屋上防水 ・外壁（塗装） ・建具 ・給排水 ・電灯設備 ・昇降機設備 ・EV 充電設備 ※長期修繕計画が無い場合、「今後5年間の修繕計画を示した工程表等」を作成のうえ提出してください。巻末の資料2をご参照ください。
⑥	対象既存マンションの建築基準法に規定する検査済証の写し	東京都等が発行する「台帳記載事項証明書」の写しでも可とする。
⑦	建物の登記事項証明書の写し	※発行から6ヵ月以内のもの
⑧	その他公社が必要と認める書類	公社の指示に従い提出すること